

# ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク設置要綱

(令和5年8月7日決裁)

(趣旨)

第1条 ゼロカーボンシティ会津若松(温室効果ガスの排出量が実質ゼロのまち)の実現に向け、市民・事業者・行政が連携した取組を推進するため、ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設置する。

(活動)

第2条 ネットワークは、前条に規定する目的を達成するため、相互連携、意見交換、情報共有、理解促進及びその他必要な活動を行う。

(会員)

第3条 ネットワークの会員(以下「会員」という。)は、第1条の目的に賛同する事業者等や市民であって、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 幹事団体

別表に掲げる団体等

(2) パートナー団体

ゼロカーボンシティ会津若松の実現に取り組む事業者等のうち、別に定める基準を満たすもの

(3) サポート団体

ゼロカーボンシティ会津若松の実現に取り組む事業者等のうち、前号に該当しないもの

(4) パートナー市民

ゼロカーボンシティ会津若松の実現に市と共に取り組む市民

(ゼロカーボンシティ会津若松推進アドバイザー及びオブザーバー)

第4条 ネットワークは、会員のほかに、ゼロカーボンシティ会津若松推進アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

(会長)

第5条 ネットワークの会長は、会津若松市長とする。

(会議)

第6条 ネットワークの会議は、総会及び委員会とする。

(総会)

第7条 総会は、原則として年に1回以上、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて、当該会議に会員及びゼロカーボンシティ会津若松推進アドバイザー及びオブザーバー以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

3 会長は、必要に応じて、書面等により総会を開催することができる。

(委員会)

第8条 会長は、第2条に定める活動について協議及び調整をさせるため、委員会を置くことができる。

2 委員会は、会員の中から会長が指名したものにより組織する。

3 会長は、必要に応じて委員会にワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第9条 ネットワークの事務局は、会津若松市市民部環境生活課及び廃棄物対策課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月7日から施行する。

別表（第3条関係）

ゼロカーボンシティ会津若松推進協議会幹事団体

会津若松市

福島県

公立大学法人会津大学

一般社団法人AiCTコンソーシアム

会津若松卸商団地協同組合

東北電力株式会社

会津若松市建築業組合

会津産業ネットワークフォーラム

会津若松トラックセンター協同組合

会津若松商工会議所

会津よつば農業協同組合

会津若松地方森林組合

会津若松市金融団

会津若松市区長会

男女共同参画推進活動ネットワーク

福島県地球温暖化防止活動推進センター